

【プロモーション・リサーチサービス等に関する利用規約】

本規約は、お客様（以下、「発注者」という）がフリー株式会社（以下、「当社」という）の広告掲載以外のプロモーション・リサーチ等に関するサービス（以下、「本サービス」という）を利用するにあたり適用される規約です。発注者は、本規約に合意の上、当社指定の申込書で本サービスの発注を行うものとします。本規約は予告なく変更される場合があります。なお、当該変更があった場合においても、各個別の契約成立時の規約の定めによるものとします。

1. 発注者は、当社所定の申込書（以下「申込書」という）を当社に送付（電子メール等の電磁的方法含む）することにより、当社に対して本サービスの申し込みを行うことができるものとします。申込書には、申込年月日、対象サービスの内容・納品物、実施期間・納入期日、実施場所・納入場所、対価、支払期日等の取引条件を記載するものとします。当社が当該申込書を受領し、承諾することで、契約（以下、「本契約」という）が成立するものとします。
2. 本サービスの対価は、別途当社が定める価格表又は見積書に基づき申込書に記載した金額とします。発注者は、申込書記載の支払期限までに、対価を当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は別段の定めがない限り、発注者の負担とします。当社は、本サービスに関連して発生する諸費用（交通費・宿泊費・資料費用等を含みこれらに限られません。）を発注者に請求することができるものとします。
3. 発注者が当社に対して、対価の支払いを遅滞した場合には、支払期日の翌日から支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
4. 発注者都合のキャンセルの場合には、キャンセル日にかかわらず、対価の全額をお支払いいただきます。
5. 発注者は、本サービス履行に必要な資料・画像等の素材（以下、「素材等」という）を当社指定の期日までに提供するものとします。当社は本サービスの提供にあたり、素材等の改変、利用をすることができるものとします。また、発注者が当社に渡す一切の素材等が第三者の著作権、産業財産権、肖像権、その他一切の権利を侵害していないこと及び一切の関連法規に抵触していないことを発注者は保証するものとします。
6. 前項の素材等の提供が遅延する場合、当社の本サービスの履行が遅延、変更又は不可能となる場合があります。この場合、当社は一切責任を負わず、また発注者には、この場合であっても、本サービスの対価の全額をお支払いいただきます。
7. 手配の関係上、本契約成立後に実施時期・納入期日が確定・変更する場合があります。その場合、当社は速やかにその旨通知することとし、当該変更につき当社は一切責任を負いません。
8. 当社は本サービスを第三者に再委託する場合があります。なお、発注者の指示又は承諾のもとに選任された再委託先については、当社は、当該再委託先の監督についてのみ責任を負うものとします。
9. 納品物がある場合には、当社は納品期日までに、納品場所に当該納品物を納入するものとします。発注者は申込書記載の検収完了日まで又は定めがない場合は直ちに納品物をすみやかに検査し、その結果を当社に通知するものとします。検収完了日（定めがない場合には納入日から5日以内）までに発注者から結果の通知がない場合は、当該納品物が発注者の検査に合格したものとみなします。納品物の所有権は、対価の支払いをもって当社から発注者に移転するものとします。
10. 発注者への納入前に生じた納品物の滅失、毀損その他の損害は、発注者の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、発注者への納入後に生じたこれらの損害は当社の責に帰すべきものを除き発注者の負担とします。
11. 納品物に第9条の検査では直ちに発見することができない不適合（種類、品質又は数量の相違その他個別契約の内容に適合しないことをいい、以下、「契約不適合」といいます。）が発見され、納品物の納入後3ヶ月以内に発注者が当社に請求した場合、その契約不適合が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合には、発注者及び当社の協議の上、当社は、当社の判断により当該不適合の補修・交換等当社の定める措置を行うものとします。なお、当該不適合に関して当社が負担する責任は、本項に定めるものに限られるものとし、発注者は、前述の補修・交換等の措置がなされた場合においては、損害賠償の請求及び解除をすることができないものとします。また、納品物を使用したプロモーション実施後の契約不適合責任を当社は負わないものとします。
12. 当社は、その責めに帰すべき事由により、本規約に定める義務に違反した場合、損害賠償責任を負うものとします。賠償すべき損害の範囲は、発注者に生じた通常の損害に限るものとし、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、またその法的構成の如何を問わず、賠償する責任を負わないものとし、また、賠償すべき損害額は、帰責事由の原因となった個別契約に関して、現実に支払済みの代金相当額をその限度とします。
13. 発注者は、本サービスにおいて当社から提供されるリサーチ・アンケート結果の情報等の完全性、確実性、正確性、有用性等については自ら判断し、これを自己の責任において利用することをあらかじめ了承するものとし、当社は発注者に提供するこれらの情報等の完全性、確実性、有用性等の一切について保証しないものとします。
14. 当社は、本サービスに使用するシステム等の保守・点検、天災地変、戦争、テロ、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、疫病の流行、その他のやむを得ない事由により当社が必要と認めた場合には、事前の通知なく、一時的又は長期的に本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。この場合、当社はその責任を負わないものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由により、履行ができなかった場合で、実施時期の変更で対応可能な内容の場合には、代替の本サービスの提供でその債務を履行したものとします。
15. 発注者及び当社は本契約に関して知り得た相手方の秘密情報（当社のノウハウ、リサーチ方法含む）、個人情報を相手方の事前の承諾なく第三者に漏洩し又は開示してはならず、また、本契約の目的以外に使用してはなりません。本項の定めは本サービス履行終了の後も同様とします。
16. 発注者又はその依頼主の製品に契約内容との不適合があることに起因して損害が発生するなど、発注者又はその依頼主の発注に起因して当社又は当社の委託先に損害を生じた場合には、発注者は、当社に対して、かかる損害を負担するものとします。
17. 発注者は当社の書面による事前の承諾なしに本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。
18. 当社は、発注者が以下の各号のいずれかに該当する場合、発注者に対して何らの通知又は催告をすることなく、ま

た発注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。このとき、発注者は当然に期限の利益を失うものとします。

- (1) 本規約の条項のいずれかまたは本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されない場合。
 - (2) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、租税公課その他の滞納処分を受けた場合。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合、若しくは私的整理が開始がされた場合、又はこれらのおそれがある場合。
 - (4) 振出、引受にかかる手形又は小切手が不渡りとなった場合。
 - (5) 営業停止処分又は営業許可取消処分を受けた場合。
 - (6) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、合併、又は解散(法令に基づく解散を含む。)があり、それにより本規約の履行が困難と認められる場合。
 - (7) 所在不明等により、2週間以上連絡が取れない場合。
 - (8) 前各号のほか、経済状況が著しく悪化したと認められる事情が発生した場合。
19. 発注者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、暴力団員等の支配・影響を受けていないこと、並びに暴力団員等の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明、保証するものとします。これに該当する又はその恐れがあると当社が判断した場合、発注者の有する期限の利益を喪失させ、また、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除できるほか、当該解除により発注者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。また、当該解除に対して発生する一切の合理的な損害(間接損害、逸失利益、弁護士費用等を含み、これらに限定されない)の賠償を当社は請求できるものとします。
20. 本規約及び本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017年12月1日制定

2020年4月1日改訂